

令和3年8月26日

保護者 様

松阪市教育委員会

公立小中学校における新型コロナウイルス感染症への対応について

保護者の皆様におかれましては、平素より松阪市の学校教育に対しご理解とご協力を賜り心よりお礼を申し上げます。

さて、三重県においては8月27日に緊急事態宣言が発令されることとなりました。松阪市においても8月に入って小中学校の児童生徒に感染の報告が増加しており大変厳しい状況です。

こうした中、夏季休業が明け、9月1日より子どもたちの学校生活が始まります。学校における感染拡大防止のため、令和3年9月1日から令和3年9月12日の期間について、下記のとおり分散登校を行うこととし、学校行事についても当面の間、実施を延期することとしますのでご理解とご協力をお願いします。

記

1 分散登校について

- ・密を避けるため、分散登校（小学校では地区別に、中学校では学級等を2分割）とオンライン学習やプリントの課題などによる自宅での学習を組み合わせ実施します。（詳細は学校よりお伝えします。）
- ・分散登校は、学校の規模等、当該校の特性、児童生徒の状況に応じて実施することとし、教室での児童生徒数を20人以下とすることを基本とします。
- ・分散登校が必要とならない学校についても不測の事態に備えオンライン学習を取り入れていきます。

2 学校行事等

- ・修学旅行、社会見学等は延期とします。
- ・運動会、体育祭、文化祭は延期を基本とします。延期が困難な場合は、無観客で実施することとします。
- ・その他外部から講師を招聘する行事や一定の人数が来校する学校行事は延期します。

3 児童生徒一人一人に寄り添った対応

- ・登校できないことによる児童生徒の不安を解消できるよう、必要に応じて個別面談やカウンセリングなどの対応をすることとします。
- ・心の相談窓口：登校による感染不安、児童生徒の生活習慣の乱れ、学習不安、心身の疲労、児童虐待、感染症に関する誹謗中傷、教育活動に係る経済的不安等の相談については下記をご利用ください。

○教育委員会 53-4403

○子ども支援研究センター 26-1900

4 自宅で過ごすことが困難な児童生徒について

- ・保育に欠ける事由等がある場合や医療従事者等、自宅で児童生徒を待機（オンライン学習）させることが困難な場合は、松阪市教育委員会（相談窓口：53-4385）までお問い合わせください。【8月31日まで】

※放課後児童クラブについても学校によってエアコンのある教室等の確保が困難な状況があることから、家庭で待機させることについてご検討ください。また分散登校で登校しない3日については給食時の対応が特に困難となるため、弁当等の持参をお願いすることがあります。